

## 明石市高齢者等住宅改造費助成事業施工者登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、明石市高齢者等住宅改造費助成事業（以下「助成事業」という。）の対象となる住宅改造を行うことのできる者の登録（以下「登録」という。）について定めるものとする。

(登録資格者)

第2条 助成事業の施工者（以下「施工者」という。）として登録できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者
- (2) その他市長が助成事業を的確に遂行できると認めた者

(申請)

第3条 施工者として登録を申請しようとする者は、市長が別に定める施工者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類の写しを添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 登記簿謄本又は住民票（発行日は3月以内のもの）
- (2) 納税証明書（申請前の直近の年度の納税を証明するもの）
- (3) 建設業許可通知書又は許可証明書（前条第1号に該当する者に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(登録等)

第4条 市長は、登録の申請があった場合、審査の上、第2条に規定する登録の要件を満たす者を施工者として登録し、該当施工者に市長が別に定める施行者登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(登録の有効期間及び更新)

第5条 登録の有効期間は2年間とする。ただし、最初に行った登録申請事項に変更のない場合は、更に2年間登録するものとし、以後においても同様とする。

(登録の取消し)

第6条 第4条による登録を受けた施工者が、第2条の登録資格要件を満たさなくなった場合は登録を取り消すとともに、該当施工者に市長が別に定める施行者登

録取消通知書(様式第3号)により、取り消し理由を付して通知するものとする。

(講習会等)

第7条 施工者として登録を受けた者は、明石市高齢者等住宅改造費助成事業における住宅改造工事の施工について、明石市の指導に協力するとともに、明石市が主催する高齢者等住宅改造費助成事業に係る講習会に積極的に参加するものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、施工者の登録に関し、必要な事項は別に定める。

附 則(平成6年6月30日制定)

この要領は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日制定)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。